

## EU競争担当相理事会，統一特許裁判所の新たな条文案について議論開始

2011年10月3日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU競争担当相理事会は、9月29日～30日に開催された第3113回会合において、EU議長国ポーランドから9月2日に提案された統一特許裁判所（Unified Patent Court）の新しい条文案について公式に議論を開始した。

現在、EUにおいては、欧州単一効特許（European patent with unitary effect）とそれを取り扱う訴訟システムが同時並行的に検討されているが、後者については、欧州連合司法裁判所（CJEU）が、EU競争担当相理事会から付託された欧州および共同体特許裁判所（ECPC: European and Community Patents Court）の設立を規定する協定案について、EU条約に適合しないとする意見を3月8日に公表したため、議論の行方が注目されていた。

しかし、その後、統一特許裁判所の創設へ向けた新たな条文案の作成作業が迅速に行われ、わずか半年で本格的な検討が再開されることとなった。EU競争担当相理事会のプレスリリースによれば、次の主要な特徴を含む条文案について大半のEU加盟国が支持をしたことが報告されている。

- － 将来の裁判所は、CJEUに対して予備的判決を求めるための規定を含むものであり、EU加盟国に共通であり、したがって、EUの司法制度の一部となる。
- － 統一特許裁判所を設立する合意には、第三国は参加しない。
- － 新しい裁判所は、全体としてEU法を適用し、EU法の最優先性を尊重する。
- － 条文案は、将来の統一特許裁判所によるEU法の違反の場合の各個人の権利の保護の保証を含む。

このように、統一特許裁判所からCJEUへの付託が可能であることを明確にしたことや、たとえばスイスやノルウェーのような非EU加盟国については欧州特許条約の締約国であっても参加できないとしたこと等によって、CJEUからのEU条約適合性に関する指摘を回避しようとした意図がうかがえる。

EU競争担当相理事会のプレスリリースによれば、本年末までの政治的合意を目指して作業を継続するとしており、単一効特許と統一特許裁判所の実現へ向けた2011年中の進展が

期待される一方、欧州の知財関係者等には、費用効率の更なる改善、経験豊富な判事や技術系判事の十分な確保を懸念する意見もあり、急速に進められる議論に対する期待と不安が交錯している。

－ EU 競争担当相理事会のプレスリリースは、以下参照 －

[PRESS RELEASE \(PDF\)](#)

－ 統一特許裁判所の条文案は、以下参照 －

[Draft agreement on a Unified Patent Court and draft Statute \(13751/11\) \(PDF\)](#)

－ ECPC の EU 条約適合性に関する CJEU の意見についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州連合司法裁判所、欧州および共同体特許裁判所の EU 条約適合性について判示（2011年3月9日）\(PDF\)](#)

－ ECPC の EU 条約適合性に関する CJEU への付託についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2009 年 5～6 月号 \(Vol. 32\) \(PDF\)](#)

(以上)